

# 大和市教育委員会 10月定例会

日 時 平成24年10月25日

午前10時00分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第28号）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の  
意見聴取について

日程第2（議案第29号）大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 28 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 2 項及び第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

なお、同条例の制定については、大和市スポーツ推進審議会及び大和市社会教育委員会議から別紙のとおり答申を受けている。

平成 24 年 10 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成 24 年 10 月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局委員会委員長 森 山 寛

大和市教育局に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について  
(回答)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取された、標記の条例制定について同意します。

なお、文化・スポーツに関する事務が学校教育や社会教育と連携して行うことが重視され、これまで教育委員会がその事務を所管することとされてきた経緯から、下記のとおり意見及び要望を付します。

#### 記

新学習指導要領は、「生きる力」を育むことを理念とし、「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」をバランスよく育てることを基本的な考え方としており、学校教育における文化活動やスポーツ活動もその一端を担うものとして重要性を増しています。

また、情報化社会の進展により人間関係の希薄さが問題となっている今日、学校教育においては、学校と家庭だけでなく地域社会との連携の必要性が指摘されています。このため教育委員会が策定した学校教育基本計画においても体験活動の充実や、地域と協働した学校教育の推進を掲げており、中でも文化活動及びスポーツ活動に関しては、地域の人材や資源を活用するなど既に様々な連携を図っている分野です。

文化及びスポーツに関する事務を、地域振興などの関連行政とあわせて「地域づくり」の観点から取り組むこととする本件条例の目的については十分に理解し、その効果に期待するものですが、一方で、上記のとおり学校教育と両分野の連携は欠かすことのできないものであり、今後も取り組みの充実が求められているものです。

本市の子どもたちの豊かな感性をはぐくみ、心身の調和のとれた発達に資するため、条例の制定後も引き続きそれぞれの行政分野と学校教育が密接な連携を図ることはもちろんのこと、学校の教育課程において、これまで以上に良質な文化芸術に触れる機会や、スポーツ活動において高い技術の指導を受けられる機会などを創出できるよう、その環境の整備等について市長の積極的な施策展開を要望します。

以上

平成 24 年 月 日

大和市議会議長 大 谷 仁 殿

大和市教育委員会委員長 森 山 寛

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について  
(回答)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 2 項の規定に基づき意見聴取された、標記の条例制定について同意します。

なお、文化・スポーツに関する事務が学校教育や社会教育と連携して行うことが重視され、これまで教育委員会がその事務を所管することとされてきた経緯から、下記のとおり市長からの意見聴取に対する回答に意見及び要望を付したので、申し添えます。

記

新学習指導要領は、「生きる力」を育むことを理念とし、「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」をバランスよく育てることを基本的な考え方としており、学校教育における文化活動やスポーツ活動もその一端を担うものとして重要性を増しています。

また、情報化社会の進展により人間関係の希薄さが問題となっている今日、学校教育においては、学校と家庭だけでなく地域社会との連携の必要性が指摘されています。このため教育委員会が策定した学校教育基本計画においても体験活動の充実や、地域と協働した学校教育の推進を掲げており、中でも文化活動及びスポーツ活動に関しては、地域の人材や資源を活用するなど既に様々な連携を図っている分野です。

文化及びスポーツに関する事務を、地域振興などの関連行政とあわせて「地域づくり」の観点から取り組むこととする本件条例の目的については十分に理解し、その効果に期待するものですが、一方で、上記のとおり学校教育と両分野の連携は欠かすことのできないものであり、今後も取り組みの充実が求められているものです。

本市の子どもたちの豊かな感性をはぐくみ、心身の調和のとれた発達に資するため、条例の制定後も引き続きそれぞれの行政分野と学校教育が密接な連携を図ることはもちろんのこと、学校の教育課程において、これまで以上に良質な文化芸術に触れる機会や、スポーツ活動において高い技術の指導を受けられる機会などを創出できるよう、その環境の整備等について市長の積極的な施策展開を要望します。

以上

平成24年 10月 11日

大和市教育委員会

委員長 森山 寛 殿

大和市スポーツ推進審議会

会長 廣瀬 秀光



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（答申）

（対平成24年10月11日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

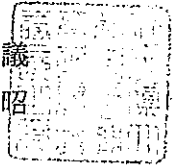
大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、適当と認めます。

以上

平成24年10月16日

大和市教育委員会  
委員長 森山 寛 殿

大和市社会教育委員会議  
議長 濱田 嘉昭



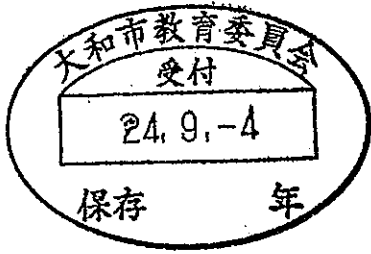
大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（答申）  
（対平成24年10月16日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について適当と認めます。

以上



平成24年9月4日

大和市教育委員会委員長 青蔭 文雄 殿

大和市長 大 木



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例  
の制定に伴う条例案の意見聴取について（協議）

このことについて、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定にあたり、別添の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当：政策部 行政改革推進課 行政改革推進担当

内 線：5352

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（大和市スポーツ施設設置条例の一部改正）

- 2 大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条第1項第4号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条第1項第4号中「大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

（大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例の一部改正）

- 3 大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例（昭和38年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定によりなされている利用の承認その他の行為は、改正後の大和市スポーツ施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 この条例の施行の日以後に最初に任命される大和市スポーツ推進審議会委員の任期については、附則第3項の規定による改正後の大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年12月31日までとする。



## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （職務権限の特例）

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 29 号

大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画について

大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画の策定にあたり、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、審議願いたく提案する。

平成 24 年 10 月 25 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成24年10月16日

大和市教育委員会  
委員長 森山 寛 殿

大和市社会教育委員会  
議長 濱田 嘉昭



大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画（案）について（答申）  
（対平成24年10月16日付諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画（案）について、適当と認めます。  
なお、目指す姿にあるように“連携”から“融合”へが実現できますようお願いします。

以上